

**問** TPP(環太平洋経済協定)は関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃となる。さらに非関税障壁撤廃の名のもとに食の安全、医療、金融、保険、官公需、公共事業の発注、労働など国民生活のあらゆる分野で規制緩和を狙うものだ。野田内閣の方針どおりTPPに進むなら国民と県民の生活、日本経済と沖縄経済は大変なことになるのでは。

**町長** 関税が撤廃された場合、低価格の外国産の農水産物が輸入され、国産の農水産物の生産量が激減することが危惧される。農水省の試算では米の国内生産

**問** 西原町耕作放棄地解消対策協議会は事業推進の核となる農業生産法人を去る11月に立ち上げた。基本構想と重点施策を問う。

**農業生産法人誕生**  
西原町耕作放棄地解消対策協議会は事業推進の核となる農業生産法人を去る11月に立ち上げた。基本構想と重点施策を問う。

◆ストップTPP！  
◆沖縄経済を守ろう  
◆放射能汚染のない  
安全な給食食材を



伊礼 一美 議員

**問** TPP(環太平洋経済協定)は関税を原則撤廃し、農産物の輸入を完全に自由化するもので、農林漁業と国民の食料に大打撃となる。さらに非関税障壁撤廃の名のもとに食の安全、医療、金融、保険、官公需、公共事業の発注、労働など国民生活のあらゆる分野で規制緩和を狙うものだ。野田内閣の方針どおりTPPに進むなら国民と県民の生活、日本経済と沖縄経済は大変なことになるのでは。

**建設部長** 耕作放棄地解消を推進していく農地集積の受皿として農業生産法人は農地利用の促進を図るため直営農業及び農場を設置し小規模新規就農者の創出と育成を図ること。そのため農地再生事業、直売所事業、営農支援事業などの機能を持つ。重点施策として耕作放棄地の再生利用、伝統的野菜の振興、農商工連携の推進。

**問** 安全な学校給食を提供するため放射能検査器購入の助成を国に要請する考えはないか。

**教育部長** 現段階では考えていない。国は早めに、しっかりとした基準値を示してほしい。

**問** 西原町の公共事業の入札制度へのTPPの影響について。

**建設部長** TPPへの参加が建設分野に与える影響がどこまでかは具体的にわかりません。



TPPに関する報道

**問** 公共交通の手段として今後LRT(新型路面電車、トラム)ともいいますね、県内導入について町長の考えをお聞かせください。全県の排出される二酸化炭素の約20%が自動車から出されるものであると言われているのですが、沖縄ではそれが35%にもなると言われています。

**町長** 鉄軌道のない沖縄県車依存社会からの脱却を図るという意味ではLRTの県内導入は極めて効果が大きいと考えております。加えて、運航時の排ガスが自家用車の六分の一、バスと比べても排気ガス料が少な

**問** 防衛省予算を使うとなると15年間の使用期間限定されているため、築年数、耐力度調査を入れ改築を検討し、合わせてクレー防音工事をしたいと考えて居ります。

**問** 平成23年2月3日に10年間駐車場として使用された農地を地主より、農用地利用計画変更申出書が上町長に提出されて居ります。受付時に地主より始末書も提出されて居ります。その理由、農業振興推進協議会の審議内容と結果について、その後県の協議申請と結果について伺う。

**町長** 都市化の波を受けて、農地転用が法的にきちんとして、農地転用(四条五条)申請が行われたらいいわけですが中には違反事案が出てきて、農業委員会、産業課あるいは県農政経済課のほうも非常に困難を極めている、初期が大変大事だと思

**問** 障害者が確保ができる等メリットあると考えております。県の21世紀ビジョンの基本計画の中でもそれが触れられており、ここに来てこのLRTの推進導入の問題が現実的になってきたと思っております。那覇、与那原、南風原、西原といった環状の軌道を模索できないか非公式ではあるが意見交換をしております。



前里 光信 議員

**問** 障害者雇用促進法という法律に基づいて発表されている数値をもとにして質問します。民間企業では一定の規模のある企業に対し、1.8%以上の雇用を義務つけており、また市町村自治体には2.1%以上の雇用率を義務つけていると理解をしております。そこで、我が西原町は現在何パーセントになっているか、また今後の方向性についてお聞きします。

**総務部長** 毎年、沖縄労働局へ報告しておりますが、平成23年度は六人で障害者の雇用率が2.9%で法定雇用率を達成しております。今後は障がい者の雇用も進めていくとともに障がい者の就労意欲の向上あるいは



新型路面電車

**問** 障がいのある児童生徒は西原幼稚園と坂田幼稚園のみが受け入れており、南幼稚園と東幼稚園では受け入れていない。このことは憲法第14条や教育基本法の規定をもとにすれば障がいのある児童生徒であつても独立した人格の主体として健常児と同様に学習し、発達する権利が保障されている。両幼稚園とも加配を配置すべきだと思う。

**教育部長** 現在、特別支援教育を受けている園児は坂田幼稚園一名、西原幼稚園二名です。今後必要とする子供たちが障がいに応じた適切な支援が受けられるよう検討して参ります。

◆町長の公約と県の  
一括交付金



大城 純孝 議員

**問** 町長は一期目の公約で公用車(町長専用車)の廃止で費用対効果はどうか伺います。

**総務部長** 町長専用車の廃止前と廃止後は平成21年度で289万3,442円の減、平成22年度で293万1,412円の減となっております。

**問** 町長は最近、自家用車を持って移動しているように思います。公用車と自家用車と事故があったときどのように考えているのか伺います。

**町長** 事故が起きたときには先方に迷惑をかけるのか極めて問題を含むものがあるかと考えます。

**問** 後期高齢者医療制度に反対のアピールをしたが当時と状況が変わっていると思います。どのように考えているのか伺います。

**福祉部長** 昨年の12月に厚生労働省の高齢者医療制度改革会議において最終とりまとめが行われ75歳以上の高齢者の約8割が市町村の国民健康保険に加入約2割が被用者保険に加入する最終報告がなされています。現在国会の議論を注視していきたいと思

**問** 沖縄県が国に要求している一括交付金について内示が出ているようですが、その取り組みについてどうなるのか伺います。



廃止された町長専用車

**問** 後期高齢者医療制度に反対のアピールをしたが当時と状況が変わっていると思います。どのように考えているのか伺います。

**福祉部長** 昨年の12月に厚生労働省の高齢者医療制度改革会議において最終とりまとめが行われ75歳以上の高齢者の約8割が市町村の国民健康保険に加入約2割が被用者保険に加入する最終報告がなされています。現在国会の議論を注視していきたいと思

**問** 防災上の小波津川沿いの防水対策はどうなるのか、又、庁舎建設後の設備ガスの使用について伺います。

**総務部長** 小波津川洪水のハザードマップに示されている大雨のシミュレーションよりメートルかさ上げしたライン10.5mを設計した地盤高で対策しています。ガス使用について都市ガスによる空調を環境面、コスト面で採用にまっています。

◆坂田、東小学校の  
環境格差クーラーの  
施設対策見えず



大城 好弘 議員

**問** 東小、坂田小学校の防音工事クーラーの設置が未整備のままになって、環境格差が生じて居りますが町長と教育長にその取組みについて伺う。

**町長** 正直のところまだ具体的に個別で防衛施設局あるいは防衛省への官僚の皆さんに要請したことはございません。教育委員会と意見交換を通して、課題解決のため精査した上で、防衛省関連予算の運用を含めて取り組みます。

**教育長** 空調施設については、国県とのメニューを何とかして、できるだけ早目に環境の格差を解決していきたいと思

**問** 平成23年2月3日に10年間駐車場として使用された農地を地主より、農用地利用計画変更申出書が上町長に提出されて居ります。受付時に地主より始末書も提出されて居ります。その理由、農業振興推進協議会の審議内容と結果について、その後県の協議申請と結果について伺う。

**町長** 都市化の波を受けて、農地転用が法的にきちんとして、農地転用(四条五条)申請が行われたらいいわけですが中には違反事案が出てきて、農業委員会、産業課あるいは県農政経済課のほうも非常に困難を極めている、初期が大変大事だと思



崎原土地改良区

**問** 防衛省予算を使うとなると15年間の使用期間限定されているため、築年数、耐力度調査を入れ改築を検討し、合わせてクレー防音工事をしたいと考えて居ります。

**問** 平成23年2月3日に10年間駐車場として使用された農地を地主より、農用地利用計画変更申出書が上町長に提出されて居ります。受付時に地主より始末書も提出されて居ります。その理由、農業振興推進協議会の審議内容と結果について、その後県の協議申請と結果について伺う。

**町長** 都市化の波を受けて、農地転用が法的にきちんとして、農地転用(四条五条)申請が行われたらいいわけですが中には違反事案が出てきて、農業委員会、産業課あるいは県農政経済課のほうも非常に困難を極めている、初期が大変大事だと思

**問** 防衛省予算を使うとなると15年間の使用期間限定されているため、築年数、耐力度調査を入れ改築を検討し、合わせてクレー防音工事をしたいと考えて居ります。

**建設部長** 始末書は法的根拠は特にございません。農振協では今回の案件については復元しても農地としての有効活用が難しいことや周辺の土地利用を考慮し、除外はやむを得ないとの結果になりました。町は協議会の答申を受け県と事前協議を行い、再度違反に至った経緯や町に違反に対する指導などを沿え協議を行いました。同様の理由と除外後利用の要件に該当しないとの理由で同意せず、継続協議とし、県の指導助言を受けて居ります。